

児童扶養手当支給額月額及び所得による支給制限について（令和6年4月現在）

●手当月額表

児童数	令和5年度 (令5年4月分から)		令和6年度 (令和6年4月分から)	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130円 ～10,410円	45,500円	45,490円 ～10,740円
2人	10,410円～5,210円を加算		10,750円～5,380円を加算	
3人以降	1人増加することに6,240円～3,130円加算		1人増加することに6,450円～3,230円加算	

●所得による支給制限表

手当を受ける人の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度(11月分から翌年10月分までの手当)は全部または一部が支給停止されます。

扶養親族等 の数	①本人の所得制限限度額		②配偶者・扶養義務者及び孤児等の養 育者の所得制限限度額
	全部支給者	一部支給者	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

※対象とする所得の計算方法

対象とする所得＝(所得額＋児童に対して母または父からの養育費の8割)－
必要経費80,000円(社会保険料共通控除)－諸控除(地方税法上等の控除について定められた額)